

令和8年7月2日

トピックス ～ 中小企業者等の少額減価償却資産の特例の拡充・延長について ～

令和8年度税制改正大綱において、中小企業等の設備投資を支援する「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の上限額が引き上げられました。今号では、改正の内容を中心に、少額の固定資産を取得した際の取扱いについて整理したいと思います。詳しくは当事務所にお尋ね下さい。

◎中小企業者等の少額減価償却資産の特例の主な要件

- ・対 象 者：青色申告を提出する中小企業、または青色申告の個人事業主
- ・対象価額：1つあたり40万円未満の減価償却資産（30万円未満から引上げ）
- ・限 度 額：1年間（事業年度）で経費にできる取得価額の合計は300万円まで（従来通り）
- ・対象資産：機械、器具備品、パソコン、ソフトウェアなど自社の事業用として使用するもの
- ・適用期限：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで3年間の延長

【償却制度別の適用関係】

| 取得単位<br>(1単位あたり) | 税務上の名称                      | 償却方法                  | 固定資産税<br>(償却資産税) | 適用要件・留意点                                      |
|------------------|-----------------------------|-----------------------|------------------|-----------------------------------------------|
| 10万円未満           | 少額減価償却資産<br>(消耗品など)         | 即時償却                  | 非課税              | 消耗品費などで処理                                     |
| 10万円以上20万円未満     | 一括償却資産                      | 3年間で均等償却<br>(毎年1/3ずつ) | 非課税              | 償却中に除却・売却しても<br>3年間の償却は継続                     |
| 40万円未満           | 少額減価償却資産<br>の特例<br>※令和8年度改正 | 即時償却                  | 課税               | 改正でR8.4.1より基準<br>が30万円未満から引上げ<br>年間合計300万円が限度 |
| 40万円以上           | 通常の固定資産                     | 普通償却<br>(耐用年数に応じ複数年)  | 課税               | 原則的処理方法                                       |

◎金額別の経理処理と償却資産税について

10万円以上の固定資産を取得した際、原則は法定耐用年数にわたって減価償却を行います。その固定資産の金額に応じて、上記の表のような選択肢があります。

今回の改正によって「少額減価償却資産の特例」の枠が広がったため、この制度の使い勝手が向上しました。年間300万円までという制限はありますが、40万円未満の資産であれば全額を経費処理できるため、優先的に選択したいところです。

ただし、処理方法を選択する際には固定資産税（償却資産税）についても注意が必要です。

上記の表にもあるとおり、少額減価償却資産の特例制度を使って処理した資産には、固定資産税（償却資産税）が課税されます。

なお、購入資産が20万円未満であれば一括償却資産の処理も選択でき、この処理を選択した場合は償却資産税が課税されないことになっています。償却資産税が課税されないことは大きなメリットになりますので、20万円未満の資産を購入する場合は有利選択の判断にご留意ください。



## 祝・事務所通信350号達成（自画自賛号）

小生が独立・開業したのが平成元年の4月でした。15年の勤務税理士を経て、やや遅ればせながらの独り立ちでした。逆に良かったのは、それなりの経験を積み、40代前半という文字通りの働き盛りというふうに受け止められましたので安心感と期待感を伴ったスタートとなりました。恩師の堀田先生から暖かく、貴重なる暖簾分けをしていただき、順調なスタートとなりました。今は亡き、大恩人である堀田先生に改めまして深甚なる敬意を表させていただく次第です。誠にありがとうございました！

8年後の平成9年8月に事務所通信がスタートしました。税理士会の会務（総務部長・副会長を連続して5期10年担当）が忙しくなり、顧問先の社長さんらと直接コミュニケーションをとる時間を確保するのに苦労したため、その点をカバーする手段として、手書きの「事務所通信」を発行することになりました。最初の頃は1頁建ての簡単なものでした。毎月の発行を心掛けて、最低1年は続けようと考えていましたが、次第に実務上のヒントや最新の税務情報をお伝えするとともに、その時々的心情や世の中の状況変化に対する小生なりの想いを吐露するのも一興かな、と考えるようになり、事務所通信も2頁建てにして、1枚目には税務トピックスを掲載する一方、2枚目には「所長のつぶやき」と題して、まさにブログ風にその時々的心情を綴っていくスタイルが定着して今日に至っております。

いつの間にか、10年、20年が経過して、遂に350号を向かえることができました。1～2年で棒を折ってしまうのは癪でしたので、最低5年は続けようと思っておりましたが、10年を過ぎたあたりから、専門業者が編集・発行するものではなく手作りの通信物は意外と短命に終わっている現実（いつ止めたとしても誰からも非難されませんので）が反面教師となって、自身が現役で税理士業務に携わっている限り発行しようと秘かに覚悟を決めておりました。来年の80歳の誕生日を迎える頃には目出度く360号・満30周年となります！原則として、月初に皆様の許へお届けしております。時には、話題に苦しみむこともあります。月末の週末にパソコンの前に向うと何となくイメージが湧いてきて、およそ2000文字・1頁分の文章をひねり出しております。まさに、「継続は力なり」を実感しております。

もう一つ、本日は、小生にとって、記念すべき日になっております。大学を卒業後、一念発起して24歳の時に税理士試験にチャレンジ、3年を経て税理士試験に合格、翌年、堀田税理士事務所へ就職し2年の実務補修を積んだ結果、晴れて税理士登録を果たしたのが昭和51年7月2日でした。そうなんです、本日、税理士登録50周年を迎えました！小生の「税理士登録番号」は36844号です。亡くなるとその番号は欠番となりますので、最近の登録番号は20万に近づいております。3万番台の会員は流石に少なくなっており、小生も段々と「長老」の域に達しつつあります。実際、色々な会合・懇親会に出席しても、最年長者ということも珍しくなくなっており、支部長・副会長等の役職経験者への配慮もあって、乾杯や中締め挨拶を求められることが多くなっております。本人も固辞することなく（むしろ、嬉々として引き受けている？）、懇親会付きの会合への参加を欠かさないようにしている状況に妻はあきれており、健康への配慮から少しは控えるようにと心配してくれますが、逆に、本人は懇親会に出席できるのが健康・元気の証しとばかりに、せっせと会合に参加しております。

加えて、今年で5年目を迎える、愛知学院大学での税理士向けの正規のカリキュラム「資産税プロフェッショナルプログラム」のコーディネーター兼「譲渡所得特例のあらまし」の講師（計6回分の集中講義）をお引受けして資産税にまつわる経験談・裏話を後輩税理士にお話しさせていただいております。趣味人の他人が聞いたら、仕事・講義・会合の連続で何が面白いのか、理解に苦しむところでしょうが、無趣味の小生にとっては、税理士業務とその延長線上の活動そのものが趣味を兼ねているものであり、このままの状態、生涯現役を目指すことを目標に定めている次第です。「十人十色、他人は他人、我は我」、自分のスタイルでこれから先もマイペースで生きていくことになりそうです。

FIFAワールドカップ2026で「サムライブルー」が期待通りの大活躍をしました。久方ぶりの心楽しい気分を味わいました。あと何試合か、夢の共有を期待しておりましたが、1対2でブラジルに惜敗しました。残念！でも、良く頑張ったサムライブルー・JAPAN！（令和8年7月2日 所長 橋本）